

令和4年度 山崎浄化センター臭気測定結果

1 測定場所

鎌倉市山崎浄化センターの敷地境界線（3地点）、気体排出口（4カ所）、排出水

2 試料採取日

- 第1回 令和4年(2022年)5月9日 (敷地境界線)
- 第2回 令和4年(2022年)8月1日 (敷地境界線)
- 第3回 令和4年(2022年)11月7日 (敷地境界線)
- 第4回 令和5年(2023年)2月6日 (敷地境界線、気体排出口、排出水)

3 測定方法

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法、環境庁告示第63号（平成7年）

4 測定結果

(1) 敷地境界線（1号基準：2種地域）

測定箇所	臭気指数				
	第1回	第2回	第3回	第4回	規制基準
敷地境界線（東）	10未満	10未満	10未満	10未満	15
敷地境界線（南）	10未満	10未満	10未満	10未満	15
敷地境界線（西）	10未満	10未満	10未満	10未満	15

(2) 気体排出口（2号基準）

測定箇所	臭気指数	規制基準
B系脱臭排気口	20	33

測定箇所	臭気指数	臭気排出強度 ($\text{m}^3\text{N}/\text{min}$)	※規制基準 ($\text{m}^3\text{N}/\text{min}$)
沈砂池脱臭排気口	12未満	4.7×10^3 未満	4.8×10^5
A系・汚泥脱臭排気口	12未満	4.4×10^3 未満	4.9×10^5
焼却脱臭排気口	12未満	5.9×10^3 未満	4.9×10^5

※高さ15m以上の排出口は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度で基準値と比較します。

(3) 排出水（3号基準：2種地域）

測定箇所	臭気指数	規制基準
放流水	15	31

敷地境界線（3地点）、気体排出口（4カ所）、排出水における臭気指数及び臭気排出強度は、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満足していました。